

*1 三郎右衛門：奴可郡未渡村の産。初宮崎家に仕え、後推挙により足輕として東城浅野家に召抱り。宝永二年八月九日没。

室 妙田廟 享保十年十月廿四日没。

*2 甚兵衛：足輕。宝曆四年九月廿二日没。室 於わん 明和四年十一月廿一日没。

*3 彦兵衛：歩行組に取り立てられる。宝曆十二年閏四月廿一日没。室 宝曆七年十一月廿七日没。

*4 勇藏：信志(さねゆき) 宝曆三年生。十歳にて跡目相続。四十二歳勘定奉行、四十九歳御用人。文化四年五十五歳の時新知百石、御家司となる。異例の大抜擢と言える。文化五年五月七日没。

(以上三代の墓は東城徳了寺)

寛政十一年四十七歳の折り藤川藤次郎を将来の婿として養子にする。

*5 阿古代：桑原秀藏娘。天明六年二月廿二日嫁縁。天保三年没。六十四歳

*6 藤次郎：藤川武左衛門四男 信好(さねよし) 天明八年生。寛政十一年十二歳の時養子。文化五年勇藏の跡を継ぐも同年八月廿四日没。二十一歳

*7 星右衛門：木野文右衛門九男清九郎 寛政五年生。文化五年八月十六歳の時養子。同年十月十八日家督を継ぐ。元名正欽字子崇、同十二月名信度字君節と改む。号は南垵。又、文化十三年

名邦韶(くにづ) 字九成と改める。天保四年用人並。天保九年用人新知百石。天保十五年正月隠居。弘化三年三月十六日没。五十三歳。

*8 阿重：四代勇藏娘。寛政九年八月十一日生。文化十年二月廿五日藤川養女の形を整え星右衛門の嫁に。天保元年三月廿二日没。三十四歳。

*9 お仙：安政六年百穂の祝の記事より経歴を略記する。寛政二年生。若い頃不仕合せの経緯あり。その頃星右衛門の妻阿重(彦右衛門母) 他界し、引続き祖母阿古代も他

界、依つてお仙を妾の会釈にて天保三年十一月村上に入れる。娘お梅を産む。星右衛門没後お梅は辻清人に嫁す。星右衛門没後十四年の安政七年(万延元年) 彦右衛門はお仙を母の会釈にすべく申し出て許される。家業にては慈君と記される。明治十四年二月六日没。九十二歳。(左系図参照)

藏田彦藏 — 藏田百太郎 上御書翰列

一男 吉光軍右衛門 右近様御家中 文政五年没 無庵一甫居士 — お仙(村上星右衛門の妾となる)

*10 彦右衛門：幾太郎 文化十一年六月十六日生。文政三年改名角人。天保六年御小姓組召出。天保十五年正月三十一歳にして禄高百石のまま家督を継ぎ、同年二月用人を命ぜらる。これ又異

例の事であった。嘉永四年彦右衛門を名乗る。嘉永七年出衛様用引受。安政四年加増二十石。安政五年御米銀引受。安政六年出衛様用向看免。万延二年御家司四七歳。足知二十石共知行高百二十石。諱邦裕(くにやす)、字君繩。

*11 お並(おみつ)：木野左守娘。木野一馬妹。天保七年四月十五日嫁縁。家業では家小と記される。

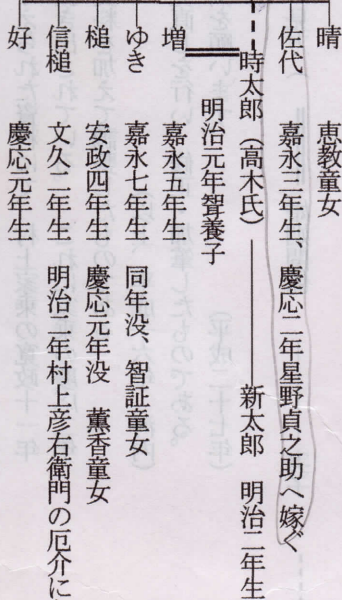
*12 万之進：文政六年十一月廿三日生。天保四年森岡氏へ養子。十三歳。

*13 敬次郎：堀尾善太夫一男。堀尾勝登弟。嘉永六年九月四日生。文久三年九月四日十一歳の折り厄介(半養子)とする。後年男爵。昭和四年没。

森岡系譜 東城浅野家中

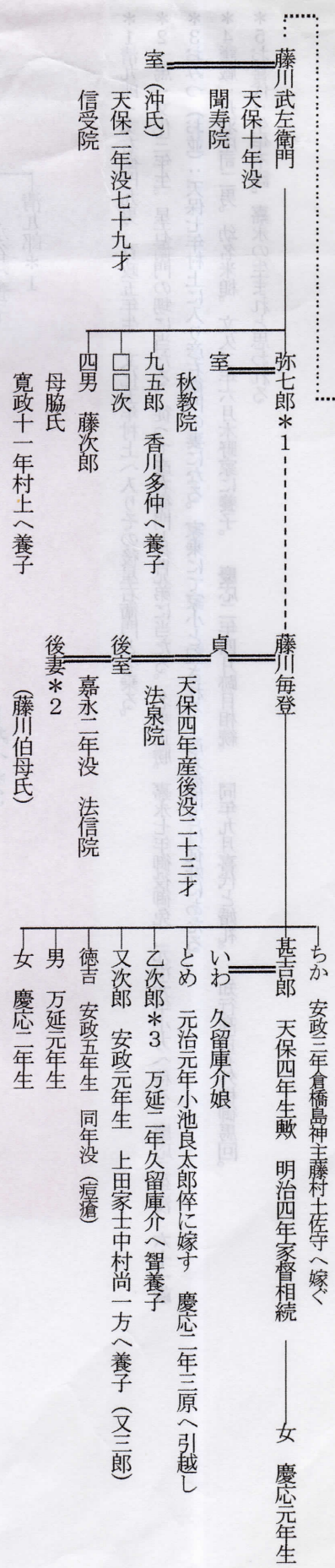
森岡十兵衛 ————— 万之進(村上氏) *1
天保六年没 六十九才 天保四年智養子
女(後室) 千衛(岩崎家)

松寿院 文久二年没 たつ(後室)(高木唯一妹) 弟婦と記される



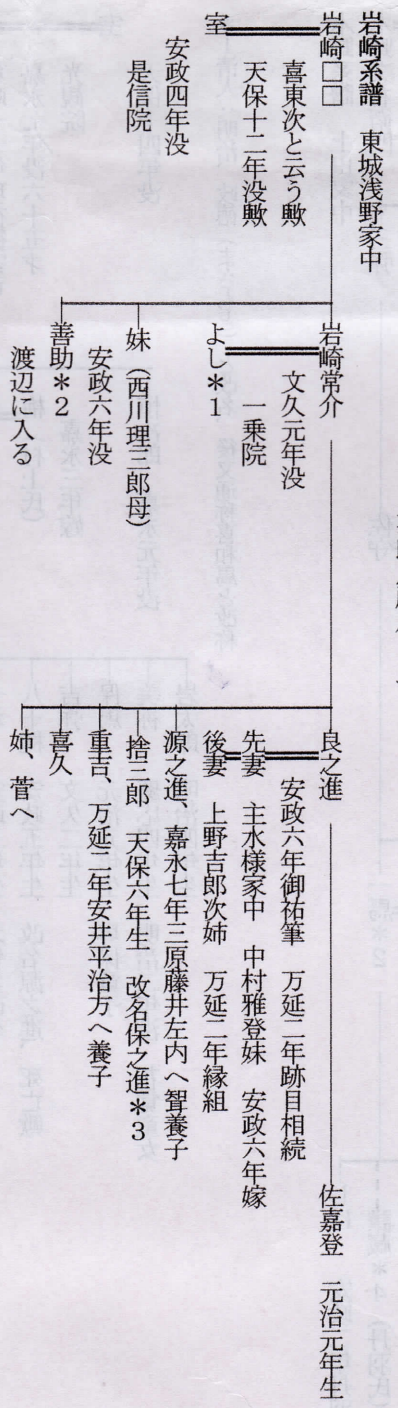
*1万之進：出生については村上家系譜に記載。諱邦靖、号子共。石高不詳。天保六年家督を継ぐ。安政四年一石御増。安政六年御目付役。明治元年二月物故。その際信榎は七才にて跡目願出は難しい。よつて彦右衛門はお佐代嫁の嫁き先星野の当主幸次郎と相談する。この頃お増は高木来助長男平太郎との婚約あったが、それを破棄し高木の次男時太郎をお増の智養子として森岡家を継ぐ。

藤川系譜 東城浅野家中与力十二家の一つ
始祖弥太郎 号休円 享和四年百回忌……



*1 弥七郎…保明君と云う歿。法信院歿。嘉永二年没歿
*2 後妻…木野家の娘(星右衛門の姉妹) または木野伯母君(心鏡院)の姉妹。
*3 乙次郎…村上彦右衛門は過去この乙次郎も養子の候補としていた。

久留彦兵衛
庫介
いわ 藤川甚吉郎に嫁す
乙次郎(藤川より)



*1 およし…慶応二年三月五日記事、村上と親戚、かつ下瀬との関係あり。
*2 善助…常介弟 龍徳兵衛、趙銅煮、潜龍、逸枚、岩崎潜龍のこと。
*3 捨三郎…慶応二年四月朔日記事、武内純介へ養子。

丹羽系譜 上田家中

正司

元治元年隱居

妹

(山田多喜登母)

正藏 元治元年家督相続

しげ 木野一馬娘

米植 木野へ養子、謙造のこと

女 万延元年桃井忠兵衛倅へ嫁す同五月和談の上離縁

清松

伝吉 万延元年生 文久二年没

恒 慶応元年生

水谷系譜 上田家中

水谷□□

又左衛門(木野氏) *1

天保十一年閉門仰付らる

室(水谷先伯母君)

文政七年没

室(水谷伯母君)

明治二年没 永照院

八十郎(福田氏) *2

安政五年の時跡目相続 百十五石 御馬廻

文久二年前髪を取 後 貢と改名

たけ 田野浦へ嫁す

*1 又左衛門…星右衛門の表兄

*2 八十郎…又左衛門と八十郎の年齢が大きく違ふ。此は嫡孫承祖、つまり孫に継がせたゆえ。福田とは福田大藏(慶応二年没)のこと。

堀尾系譜 東城浅野家中与力

堀尾眠石

五郎八 号元迪

万延元年没八十五才

純忠院

女(栗原氏)(老室)

慶応二年二月没

詮寿院

善大夫 *1

安政三年御用人

文久三年隱居

室(深町氏)

文久二年没

随心院

内室(長東市郎右衛門娘)

文久二年入れる

勝登 *2

文久三年家督相続 百二十五石

むら(平野伝右衛門娘) *3

元治元年嫁入、その後離縁

後室(長東清次郎娘)

慶応元年嫁入

直(おちか) *4、生年不詳

敬次郎 *5 嘉永六年九月生文久三年村上に養子

とめ(おとみ)、元治元年生、同年没

貞登 慶応元年生

女 慶応三年生 ぶさ敷

竹槌 明治二年生

*1 善大夫…旧名精一郎という。天保七年御小姓組召出。安政三年善大夫を名乗る。慶応二年においては嘉膳・嘉善とも記される。改名して笑石

*2 勝登…幼名千賀代槌または幾之進、安政七年召出、五人扶持、文久三年御側詰御用部屋出勤、元治元年御用人並

*3 おむら…離縁後、上田家中中桃井保衛の後妻に入る、慶応二年

*4 おちか…家乗慶応二年に記事あつて、正月に岡島への縁談の話し、その後病を得るが十一月に縁組願いの記事あり。

*5 敬次郎…村上家系譜を乞う参照。

深町□□ 三原浅野家中
男
真喜太 慶心二年御目付次席、御側詰

女 (堀尾へ)

長束家 (同右)

長束□□

市郎右衛門

慶心元年没

清次郎敷
女 (堀尾後妻に入る)

吉之進敷

渡辺系譜 東城浅野家中

渡辺□□

宗右衛門

二百五拾石

室

嘉永六年九十才賀

文化十年より家司

嘉永六年七十才賀

安政六年没 良義院

雅登

安政六年跡目相続

二百石

御用人

室 (上田用人横関女)

吉太郎 慶心二年正月召出、御見小姓 同年二月御養子様御附 同年十月御次詰

馬之丞 三男 万延元年没

嫡女 文久三年三宅へ嫁入

次女 文久三年生

三女敷 慶心二年九月没

佐藤系譜 東城浅野家中与力
佐藤与三右衛門

百六十石

安政三年三月隠居

同年六月没 六十五才

益之丞

嘉永七年妻 (徳永) を離縁

安政三年跡目相続 百四十五石

安政六年御用人並

文久二年御用人

喜代見 前名喜代槌敷

文久二年御小姓組召出

慶心二年御用達定加、御養子様御附

猶人 安政三年三宅吉左衛門養子所望 11/10

三助 元治元年病死

高木系譜 東城浅野家中

高木□□

唯一 (同一人物歟)

来助

室 万延元年病死

後室

一 男友之進 文久元年野原八右衛門へ養子

桑原系譜 東城浅野家中

桑原吉郎次

秀蔵

改七左衛門清方

文化十二年没

女 心誓寿栄信女

阿古代 (村上へ)

小左衛門

文化十二年没 源入良栄信士

吉郎二姉 (緒方愛蔵母)

吉郎一

水術師範・歩行格

喜太郎 (徳明) ほか四人

きく

山中権之進へ嫁す 文久二年没

俊太 (竹吉) 文久三年軍艦方役所 軍艦乗組

文久元年現在八十六歳

*高木・桑原は疑問点多し

深町□□ 男 三原浅野家中
真喜太 慶心二年御目付次席、御側詰

長束家 (同右)

長束□□ 市郎右衛門 慶心元年没
清次郎殿 吉之進殿
女 (堀尾後妻に入る)

渡辺系譜 東城浅野家中

渡辺□□

宗右衛門

雅登

室

二百五拾石

二百石

吉太郎

馬之丞

嫡女

次女

三女殿

嘉永六年九十才賀
嘉永七年没 仙寿院

文化十年より家司
嘉永六年七十才賀
安政六年没 良義院

安政六年跡目相続

慶心二年正月召出、御見小姓

同年二月御養子様御附

同年十月御次詰

佐藤系譜 東城浅野家中与力

佐藤与三右衛門

益之丞

喜代見 前名喜代槌殿
文久二年御小姓組召出

百六十石
安政三年三月隱居

嘉永七年妻 (徳永) を離縁
安政三年跡目相続 百四十五石

慶心二年御用達定加、御養子様御附

大禪院

安政六年御用人並
文久二年御用人

猶人

三助

安政三年二宅吉左衛門養子所望 11/10
元治元年病死

高木系譜 東城浅野家中

高木□□

唯一 (同一人物魁)

来助

一 男友之進

文久元年野原八右衛門へ養子

たつ (唯一妹・万之進後妻)

室

後室

万延元年病死

桑原系譜 東城浅野家中

桑原吉郎次

秀蔵

阿古代 (村上)

喜太郎 (徳明) ほか四人

文蔵殿 (位置不明)

改七左衛門清方
文化十二年没
女 心誓寿栄信女

吉郎二姉 (緒方愛蔵母)

吉郎二

きく

俊太 (竹吉)

山中権之進へ嫁す 文久二年没
文久三年軍艦方役所 軍艦乗組

*高木・桑原は疑問点多し

(5)

森島兵蔵	もりしまへいぞう	家来	6	7	22	24	27	若党、	viii 6
八島周軒	やしましゅうけん	医師	20					軸借用頼み、(周哲)	viii 9
八島周伯	やしましゅうはく	医師	20						viii 4
矢野犀右衛門	やのさいえもん	東城	13					勘定奉行、	viii 20
湯川兵馬	ゆかわへいま	藩士	25						h29・4・22
渡辺一之進	わたなべいちのしん	藩士	22 [^]					少将様御供中自滅仕掛、	h29・4・21
渡辺雅登	わたなべまさと	東城	11	12				用人、	viii 8

社寺									
名称	読み	区別	日付				記事	資料	
西向寺	さいこうじ		2	7	22	24	村上家菩提寺、	viii 6	
正清院	しょうせいいん		14 [^]					h29・4・13	
文照院	ぶんしょういん	法名	6	14 [^]			徳川家宣、命日、	viii 20	
妙円廟	みょうえんびょう	法名	24				村上家初代室、	viii 209	
妙慶院	みょうけいいん		3	16			村上家菩提寺、	viii 4	

注: 日付の17[^]は 17日頭書の意、
 資料欄 viii 4 は文書館資料集Ⅷの頁4 を参照、
 同 h29・1・8 は参考資料平成29年1月資料№8 を参照、

(作成 田中・吉本・下寺)

広島城太鼓櫓



家乗人名簿

文久元年 十月

h29・6・15

氏名	読み	所属	日付					記事	資料
浅野右近	あさのうこん	家老	10 [^]					三原浅野家当主、	viii 4
浅野豊後	あさのぶんご	家老	11	11 [^]	14 [^]	15		東城浅野家当主、(紀ノ)	viii 3
岩崎常介	いわさきつねすけ	東城	10	16	20				h29・1・10
大島五兵衛	おおしまごへい	東城	27					御用部屋頭取、	viii 8
小倉恒助	おぐらつねすけ	東城	14					小姓組、姉長屋市之進後妻	h29・3・3
家小	かしょう		7	8	19	20	22	彦右衛門妻、	viii 7
家小	かしょう		23						
木野乙松	きのおとまつ		2	6				吐乳気遣い、病死、	h29・3・11
木野一馬	きのかずま	上田	2	6	16	22	23	義兄、彦右衛門妻兄、	viii 4
			25						
久照院	きゅうしょういん	三原	10 [^]	11				京師 夕帰り、久姫、	viii 65
蔵田和太郎	くらたわたろう	藩歩	1	17				蔵田家は慈君実家、	viii 5
桑原吉郎二	くわばらきちろうじ	水主	10						viii 7
小林大右衛門	こばやしだいえもん	東城	28					武器蔵腰物紛失、罫、	viii 154
佐藤益之丞	さとうますのじょう	東城	22					伯母病死、用人並、	viii 4
慈君	じくん		7	8	12	17	20	先代妾、継母扱、	viii 4
			21	27					
芝山様	しばやまさま	京都	22					中元拝領、	viii 47
渋江舎人	しぶえとねり	藩士	20					梅梢院様御附、	h29・4・17
島本広右衛門	しまもとこうえもん	藩士	2	20	29			奥詰仰付歎、棒火矢師範、	h29・3・5
少将様	しょうしょうさま		22 [^]					浅野斉肅、先代藩主	viii 9
杉岡文磧	すぎおかぶんせき	医師	9	10	14	27			viii 67
長 武左衛門	ちよう ぶざえもん	東城	12						viii 19
辻 清人	つじ きよと	東城	7	8	10	12	19	義弟、妻お梅は彦右継妹、	viii 5
		東城	28	29					
殿様	とのさま		11 [^]					浅野茂長、(源 茂長)	viii 3
長屋市之進	ながやいちのしん	東城	14					小倉恒助妹を後妻、	h29・4・18
西村保五郎	にしむらやすごろう	藩士	8					勘定奉行、	h29・3・8
野村良之進	のむらりょうのしん	年寄	1 [^]					改名野村帯刀、	viii 173
梅梢院様	ばいしょういんさま	連枝	20					少将様生母、	viii 9
波多野清太郎	はたのせいたろう	三原	15						viii 94
藤本浅蔵	ふじもとあさぞう	東城	13 [^]					刀差組引下げ、	
堀尾善大夫	ほりおぜんだゆう	東城	5	16				病気、用人、	viii 5
松田健蔵	まつだけんぞう	三原	20	21					viii 6
松本良伯	まつもとりょうはく	医師	13						viii 5
水谷八十郎	みずたにはちじゅうろ	上田	2					従弟、	viii 4
三宅内外	みやけないがい	東城	13					儒者、	viii 72
村上千代雄榎	むらかみちよおつち		7	8	19	22	23		viii 10
			27					ほろせ、	
村上彦右衛門	むらかみひこえもん	東城	5	7	17	20		感冒、	viii 解題
森岡後室	もりおかこうしつ		23						viii 24
森岡さよ	もりおかさよ		3	4	6	7	8	腹痛、	viii 14
森岡万之進	もりおかまんのしん	東城	1	3	4	9	15	彦右衛門実弟、吟味役、	viii 5
		東城	21	24	26				

60

島本広右衛門	しまもとこうえもん	藩士	6 [^]	20	28		借銀内談、	viii 4
武内保之進	たけうちやすのしん	東城	25					viii 112
田中美五郎	たなかじつごろう	東城	2	21			男子出生、不快、	viii 6
辻 お梅	つじ おうめ		12	15	27		清人妻、腋通、快方、、	viii 11
辻 お竹	つじ おたけ		12				清人娘、熱有、食不進	viii 14
辻 清人	つじ きよと	東城	12	15	27	30		viii 5
土屋政之進	つちやまさのしん	東城	12					viii 101
坪内久米之助	つぼうちくめのすけ	上田	11	14				viii 4
殿様	とのさま		22				雁初獲、	viii 3
長東市郎右衛門	ながつかいちろうえもん	東城	11 [^]	30			閉門仰付、武具方、	viii 7
中村忠左衛門	なかむらちゆうざえもん	上田	14				出頭役、応対、	IX 51
丹羽庄司	にわしょうじ	上田	14	23				viii 4
丹羽庄蔵	にわしょうぞう	上田	17					viii 4
名倉求馬	ねくらもとめ	東城	10				慈君の抜齒、	viii 22
野口金兵衛	のぐちきんべい	東城	18					viii 100
野原八右衛門	のらはちえもん	東城	17					viii 101
波多野権祐	はたのごんすけ	三原	21					viii 6
久留乙次郎	ひさとめおつじろう	三原	22					viii 101
久留庫介	ひさとめくらすけ	三原	14					
久留彦兵衛	ひさとめひこべい	三原	14					
一井嘉内	ひとついかない	藩歩	30				御加増拝領、	viii 6
一井久太郎	ひとついひさたろう	藩歩	30				嘉内倅、切米拝領、	viii 222
平野伝右衛門	ひらのでんえもん	東城	21	24			娘製饅手伝い、	viii 15
藤川甚吉郎	ふじかわじんきちろう	東城	25					viii 14
細 六郎	ほそ ろくろう	剣術家	5				貫心流師範、稽古来、	viii 214
堀尾善大夫	ほりおぜんだゆう	東城	30				不快、	viii 5
松尾角左衛門	まつおかくざえもん	東城	17					viii 101
松本三珠	まつもとさんしゆ		17				産母死去見舞謝、	
松本屋	まつもとや		11				亀治郎、墓守方依頼、	viii 115
水谷八十郎	みずたにはちじゅう	上田	1	7	23	28	大小修覆治定、	viii 4
三村棍助大夫	みむらかじすけだゆう	伊勢	14				御師、御祓、曆贈来、	h29・10・4
三宅吉左衛門	みやけきちざえもん	東城	17					viii 5
三宅内外	みやけないがい	東城	11 [^]				差扣仰付、武具方、	viii 72
三宅益登	みやけますと	東城	27					viii 176
宮崎藤九郎	みやざきとうくろう	与力	11				東城在、海苔贈り、	viii 7
村井虎次郎	むらいとらじろう	東城	11 [^]				以後心付、武具方、	viii 218
村上千代雄槌	むらかみちよおつち		14	23			御奥御召、縮緬頂戴、	viii 10
村上彦右衛門	むらかみひこえもん	東城	22				先靈追贈、	viii 解題

家乗人名簿

文久元年

十二月

h29・12・13

氏名	読み	所属	日付			記事	資料
相庭 静	あいば しずか	東城	12				viii 133
浅野右近	あさのうこん	家老	14				viii 4
浅野助九郎	あさのすけくろう	藩士	25	28		大鯰一尾被恵、	viii 20
浅野豊後	あさのぶんご	家老	9	15		剣術稽古臨座、道興、	viii 3
幾田	いくた	老女	11			高謙院様付、	viii 9
池内次郎左衛門	いけうちじろうざえも	藩士	22			広式重役、	h29・10・23
石井寿兵衛	いしいじゅへい	東城	20				viii 40
伊藤越人	いとうこしと	東城	19				viii 9
伊藤徳之助	いとうとくのすけ	東城	23				viii 22
井上市太郎	いのうえいちたろう	三原	14			用人、	viii 4
岩吉	いわきち	東城	21			小人、饅作り手伝い、	
岩崎良之進	いわさきりょうのしん	東城	24	26 [^]	26	常介跡目仰付、	viii 84
上田主水	うえだもんど	家老	14				viii 4
御宇衛様	おうえさま		14	30		豊後室、千代雄榎へ贈物	viii 4
大崎喜和馬	おおさききわま	東城	19				viii 104
大島五兵衛	おおしまごへい	東城	19	24			viii 8
岡島平之進	おかじまへいのしん	東城	22				viii 83
岡部鳶之助	おかべつたのすけ	藩歩	13			立入見舞、	h29・10・21
岡本主馬	おかもとしゆめ	藩士	20	28			viii 5
奥田政次郎	おくだまさじろう	東城	27				viii 86
小倉恒助	おぐらつねすけ	東城	21			母製饅手伝い、	viii 142
小畑甚蔵	おばたじんぞう	東城	11 [^]			叱り、武具方、	
小畑来三郎	おばたらいさぶろう	東城	11 [^]			已後心付、武具方、	
桂 喜三太	かつら きさんた	東城	11 [^]			已後心付、武具方、	viii 158
可児英三郎	かにえいさぶろう	藩歩	13			立入見舞、	viii 214
木野一馬	きのかずま	上田	7	28		法事の謝入来、	viii 4
熊谷善兵衛	くまがいぜんべい	三原	14	21		用人、	viii 4
高謙院	こうけんいん	京都	11	23		御歳暮頂戴、	viii 9
小島左源太	こじまさげんた	東城	23				viii 81
小林大右衛門	こばやしだいえもん	東城	11 [^]			叱り、武具方、	viii 154
佐々木直馬(猶馬)	ささきなおま(なおま)	東城	12			米無心、	viii 142
薩州侯	さつしゅうこう		19			7日江戸大火、火元?	viii 36
佐藤勘次郎	さとうかんじろう	藩士	13			立入見舞、	h29・10・18
佐分利軍左衛門	さぶりぐんざえもん	三原	14				
三次	さんじ	東城	21			饅作り手伝い、	viii 107
慈君	じくん		10	12	27	抜歯、辻へ見舞、	viii 4

森岡さよ	もりおかさよ		22	24						viii 24
森岡万之進	もりおかまんのしん	東城	1	3	6	18	22	世帯向相談事、		viii 5
		東城	30							
森島兵蔵	もりしまへいぞう	家来	7	16	24	27		西向寺・妙慶院代参、		viii 6
森脇幸太郎	もりわきこうたろう	藩歩	13					立入見舞、		h29・10・19
八十野	やその	老女	14					御宇衛様付、		viii 24
矢野犀右衛門	やのさいえもん	東城	6	24						viii 20
山県虎之丞	やまがたとらのじょう	東城	17	27						viii 148
山県彦一	やまがたひこいち	東城	13					米無心、		viii 138
山田多喜登	やまだたきと		15					剣術稽古、		IX 38
山中碩庵	やまなかせきあん	医師	12					お梅に投棄、		viii 5
横地代太郎	よこちだいたろう	藩士	19					紅魚被恵、借用銀、		h29・10・22
脇本武兵衛	わきもとぶへい	三原	14					用人、		viii 4
和三	わぞう	東城	11 [^]	23	27	28 [^]		武具類盗み、発覚、牢死		
渡辺四朗右衛門	わたなべしろうえもん	東城	11 [^]					以後心付、武具方、		viii 82
渡辺雅登	わたなべまさと	東城	22							viii 8

社寺										
名称	読み	区分	日付				記事	資料		
香取大明神	かとりだいみょうじん		15				稽古納め、	h29・10・8		
神田社	かんだしや		12				辻妹祈念、	viii 11		
西向寺	さいこうじ		7	22	24	27 28		viii 5		
慈雲童子	じうんどうし	法名	1				追贈、釈智海童子、	h29・7・8		
慈眼院	じがんいん	法名	1				追贈、釈覚性利円居士、	h29・7・8		
慈光院	じこういん	法名	1				追贈、釈智寂妙円大姉、	h29・7・8		
大教院	だいきょういん	法名	1				追贈、釈休誓妙順大姉、	h29・7・8		
大融院	だいういん	法名	1				追贈、釈宗念潤誓居士、	h29・7・8		
徳了寺	とくりょうじ	東城	1	11			先霊院号追贈、鉢米料備	viii 115		
毘沙門天	びしゃもんてん		23	24			命日、	viii 156		
普観院	ふかんいん	法名	1				追贈、釈受安妙喜大姉、	h29・7・8		
普照院	ふしょういん	法名	1				追贈、釈実道誓円居士、	h29・7・8		
妙慶院	みょうけいいん		16	28				viii 4		
幼利童女	よりどうじよ	法名	1				追贈、釈妙貞童女、			

注:日付の 26[^]は 26日頭書の意、
資料欄 viii 133 は文書館資料集Ⅷの頁注133を参照、
同 h29・10・23 は参考資料平成29年10月資料No23 を参照、
(作成 和田、吉本、田中、下寺)

広島藩家老東城浅野家と村上家の年代表

H23・2・1

西暦 年号	1760	70	80	90	1800	10	20
東城 浅野家	宝暦元年	天明元年	安永元年	天明元年	寛政元年	享和元年	文化元年
	⑥高明	⑦道寧		⑧高景	⑨高道	⑩高平	⑪道博
村上家	(4)村上勇藏 天明2 定曆12	歩行組 東城	安永7(巻2) 家史	勘定可詰 天明2	勘定可詰 天明2	勘定奉行 寛政5	御川津 文化14
				村上家兼	藤次郎 寛政11	養子 文化14	足軽頭 文化14
					馬廻り 文化14	養子 文化14	後編

西暦 年号	1830	40	50	60	70	80	90
東城 浅野家	天保元年	弘化元年	嘉永元年	安政元年	万延元年	文久元年	明治元年
	⑪道博		⑫道興			⑬守夫(道敏)	1938没 昭13
村上家	(5)星右衛門 文政5	勘正奉行 天保4	川人並 天保4	川人役 天保15	家司 文久元	家司 文久元	藩・県官官吏 明治2
	後編	(7)彦右衛門 天保6	家督 天保9	川人役100石 天保15	安政4 130石	安政4 151	依願免官 明治7
		外編	続編	養子 文久元	養子 文久元	英國留學 明治7	1929没 昭4
				⑭散次郎(堀尾)			明14

吉下 加計 (3381) 平二 五五五

村上家乗 年令表

武井平の家土村心算理抄 2006/9/27

氏名	生年	没年	西暦生年	同没年	1810	20	30	40	50	60	70	80	90	1900	10	20	30
村上彦右衛門	文化11	?	1814	?							53	?					
村上敬次郎	嘉永6	昭和4	1853	1929							14						
浅野道興	文化12	明治17	1815	1884							52						
御宇衛様	文政元	明治45	1818	1912							49						
浅野守之進	安政2	昭和13	1855	1938							12						
上田主水	文政3	明治21	1820	1888							47						
浅野右近	文政12	明治30	1829	1897							38						
浅野飛驒	文化14	明治21	1817	1888							50						
浅野長訓	文化14	明治5	1817	1872							50						
浅野長勲	天保13	昭和12	1842	1937							25						
辻 将曹	文政6	明治27	1823	1894							44						
石井修理	文政3	明治25	1820	1892							47						
野村帯刀	文政11	明治9	1814	1876							53						
植田乙三郎	?	明治26	?	1893							?						
徳川家茂	弘化3	慶應2	1846	1866							21						
徳川慶喜	天保8	大正2	1837	1913							30						
小笠原長行	文政5	明治24	1822	1891							45						
勝 海舟	文政6	明治32	1823	1899							44						
吉川監物	文政12	明治2	1829	1869							38						
毛利敬親	文政2	明治45	1819	1871							48						
毛利元徳	天保10	明治29	1839	1896							28						

慶應二年(1866)

作成 下寺

表3 「村上家乗」執筆者3代の履歴

名前	年月日	年齢	事項
勇藏	宝暦12(1762)	10	村上家相続、歩行組、東城勤務。
	天明2(1782).1.25	30	切米5石下され、広島城下勤務を命じられる。
	天明2(1782).3.12	30	御玄関御帳前見習日参を命じられる。
	天明2(1782).5.28		御勘定所詰を命じられる。
	天明5(1785).6.5	33	御代官添役を命じられる。
	天明5(1785).10.29		二二(吟味カ)添役命じられ、役料銀5両(御代官添役はそのまま)。
	天明6(1786).10?	34	御勘定吟味役(御代官兼?)を命じられる。
	天明7(1787).	35	中小姓、本格肩衣組、御勘定吟味役(御代官兼はそのまま?)。
	寛政5(1793).4.5	41	知行格勘定奉行を命じられ、切米10石3人扶持。
	寛政11(1799).6.	47	藤川武左衛門4男藤次郎を養子に迎える。
	享和元(1801).11.5	49	13人扶持、用人役を命じられる。役料・足軽並の通り
	文化4(1807).12.7	55	新知100石、家司役に抜擢される。足軽3人などを付属。
	文化5(1808).5.7	56	死去。
	星右衛門	文化5(1808).10.18	16
文化8(1811).12.1		19	足軽頭(御出頭役?)を命じられる。
文化14(1817).3.15		25	御用達膳番兼帯を命じられる。御役料並の通り。
文政5(1822).7.15		30	御用達同格御勘定奉行を命じられる。御役料並の通り。
天保4(1833).4.2		41	14人扶持、用人並、御米銀并御知行所引受を命じられる。御役料は並の通り、足軽1人を付属。
天保9(1838).2.1		48	新知100石、用人役を命じられる。御役料・附足軽は並の通り。
天保15(1844).1.27		54	隠居を許される。
彦右衛門	弘化3(1846).3.16	56	死去。
	天保6(1835).8.6	22	小姓組に召出され、5人扶持児小姓を命じられる。
	天保15(1844).1.27	31	家督を継承。知行高そのまま100石となる。
	天保15(1844).2.15		用人役を命じられる。御役料・附足軽は並の通り。
	安政4(1857).3.10	44	30石加増され、禄130石となる。
	安政6(1859).9.15	46	御米銀引受を命じられる。
	万延2(1861).2.15	48	足知20石、家司役、役料銀・鍵持料足軽3人。
	文久3(1863).9.4	50	堀尾雅登弟敬次郎(11歳)を養子に迎える。
	明治2(1869).7.19	56	版籍奉還につき足軽槍持役料と併せ知行高300石となる。
	明治2(1869).12.21		家老職廢止につき広島藩に登庸、士族下士、禄15石となる。
	明治3(1870).3.8	57	郡政、権大属、佐伯・山県郡引受を命じられる。
	明治3(1870).11.17		権少属に任じられ、農務係を命じられる。
	明治4(1871).9.24	58	広島県権大属に任じられ、農務係を命じられる。
	明治4(1871).10.10		民事勸業係を命じられる。
	明治5(1872).6.18	59	広島県十二等出仕を命じられる。
	明治7(1874).1.5	61	広島県少属を任じられ、庶務課勤務を命じられる。
	明治7(1874).3.29		出納課兼庶務課勤務を命じられる。
明治7(1874).12.8		国史編修主任を命じられる。	
明治8(1875).6.9	62	依願免官を命じられる。	

「村上家乗」(文久元年)の登場人物

◎広島藩

もちろか

藩主 「殿様」(浅野茂長, 安政5年~)

前々藩主 「少将様」(浅野齐肃, 安政5年隠居)

生母 梅梢院(宮川柔輔女)

家老 浅野右近忠英3万石, 上田主水安敦1万7千石, 浅野豊後道興1万石)

中老格 浅野外衛

年寄 生田筑後・梶川讃岐・関蔵人・菅勘解由・野村带刀

その他 島本広右衛門(奥詰, 棒火矢師範), 桑原吉郎二(広島藩水主, 村上家縁戚, 主馬流水術師範), 蔵田和太郎(彦右衛門継母「慈君」の実家)

◎東城浅野家

当主 「旦那様」(浅野豊後道興, 嘉永元年~)

同室 「御宇衛様」(忠, 家老上田家先代上田主水安節娘, 安政4年婚姻)

家司役 村上彦右衛門(文久元年2月~, 150石)

継母 「慈君」(仙, 父星右衛門後妻, 広島藩上御書翰列故蔵田百太郎姪)

妻 「家小」(みつ, 家老上田家馬廻り役木野一馬妹)

子 千代雄槌(前名長槌, 安政4年生, 文久3年死)

弟 森岡万之進(吟味役・作事方兼帯)

妹 梅(辻清人室)

若党 清次郎(万延元年~), 兵蔵(安政2年~)

用人役 渡辺雅登・堀尾善太夫

用人並 佐藤益之丞

勘定奉行 矢野犀右衛門(趣法役所御用向を兼ねる)

儒者 三宅内外

医師 松本良伯

その他 大島五兵衛(知行格御用部屋頭取), 平野伝右衛門, 岩崎常介(文久元年11月死去), 小倉恒助(小姓組), 長東市郎右衛門(目付同格武具奉行, 船奉行兼帯), 桂辰馬(吟味役同格代官), 岩崎瀬兵衛(歩行列加, 村方付兼, 同六年一月当用方へ日参)

◎家老上田家

木野一馬(父星右衛門の甥, 妻みつの兄), 水谷八十郎(父星右衛門の甥), 丹羽正蔵(木野一馬娘しけの夫), 山村静登(用人, 堀尾善太夫弟)

村上家乗 万延元年・文久元年

解題

広島県立文書館では、平成十五年度から隔年で、広島藩家老東城浅野家の家中、村上彦右衛門の日記「村上家乗 続編」を、「広島県立文書館資料集」3、4、7として五冊刊行してきた。これまで刊行したのは文久二年から明治四年まで（二八六〇〜七二）の十年分（巻二九〜三八）である。今回の資料集8では万延元年から文久元年まで（二八六〇〜六二）の二年分（巻二七〜二八）を刊行することとした。

東城浅野家とその家中である村上家、そしてその三代にわたる日記「村上家乗」、作者村上彦右衛門などの説明は資料集3の解説に譲り、ここでは本書の時期、万延元年から文久元年にかけての政治情勢を概観するとともに、広島藩及び彦右衛門とその周囲の二年間の動向を記すことにする。

一 万延元年・文久元年の政治情勢

安政七年（万延元年）三月三日、大老の非伊直師が江戸城桜田門外で水戸藩、薩摩藩の脱藩浪士二八名によって暗殺されるという事件が起きた。村上彦右衛門がその一報を聞いたのは三月二十五日、広島藩家老東城浅野家の先代浅野周防（道徳）の上京旅行の御供として広島を旅立つ直前のことであった。彦右衛門は「誠ニ大騒動、希代之珍事」と驚き、「実説ニ相違無之趣ニ者候得共、いまだ詳審之説を不聞」（本書二四頁）と、実説とは認めつつも、まだ俄かには信じられないという気持ちも捨てがたいようである。しかし、閏三月十日に大坂へ着く

と、大坂では三月二十三日に京坂をめざした一味の高橋多一郎父子が天王寺で自刃し、同志が捕縛されたことがわかり、その事件の重大性を知る。大坂川口番所での人改めの作業は厳重を極め、武家の止宿は困難で、一夜は船中で過ごさざるを得なくなる。宿を手配してくれた大坂商人高三喜兵衛から事件の詳細を聞いた彦右衛門は、襲撃犯一九名（このうち高橋多一郎は襲撃には不参加）の名前と、自刃する前に高橋多一郎が自分の指を噛みちぎり、その血で自刃した寺侍の玄園障子に書き残したという書置きを善好している（三五〜三六頁）。

京都でも水戸浪士の潜入を警戒し、旅行者の身元調査は厳しく（四一頁）、幕府による御所の警備が行われていた。閏三月二十九日、浅野周防が東城浅野家の縁類である公卿の芝山家（仙臺御所の南側、院参町）を訪問しようとする、御所の各門には身力・同心が警備に当たり、寺町御門から中へ入るためには、前もって芝山家から名簿を提出し、さらに芝山家から迎えに来てもらう必要があった。彦右衛門も広島藩邸を通じて身力に根回しを行っている（四七頁）。

桜田門外の彦以隆の幕政は、老中安藤信行（信正）・久世広周を軸とする政権が、幕府独裁回復を意図した非伊直師の積極政治の後始末を担当することになった。安藤・久世政権は安政大獄で謹慎処分になっていた尾張藩徳川慶徳（慶勝）、福井藩松平春嶽、高知藩山内容堂ら前一橋派の諸侯を復権させることにより、反非伊勢力を緩和し、非伊政権の軌道修正を計りながら、幕府権威の失墜を食い止めようとした。文久元年には和宮降嫁に象徴される公武合体路線が推進されるが、かえってそれは裏目に出て、文久二年一月に安藤信行が坂下門外の変で負傷し、政権は瓦解する。文久二年になると、「資料集」第七集の解説でも述べたように、幕府では、朝廷からの庄力もあり、一橋慶喜や松平春嶽により人事改革、参勤交代制度の緩和を柱とする文久改革が推進され、外様大名が積極的に國政へ関与するようになる。

安藤・久世政権では安政六年の横浜開港による影響が顕著にみられるようになる。その一つは横浜や江戸で

の外国人殺傷事件である。万延元年十二月に米国公使館通弁ヒュースケンが、薩摩藩士により殺害される事件が発生し、文久元年五月には、攘夷派の水戸浪士十四人が江戸高輪東禅寺の英国公使館を襲撃し、双方に多数の死傷者を出している。安藤・久世政権下ではこのような実力行使による攘夷運動が頻発するようになり、賠償金問題などで幕府を窮地に追い詰めることになる。これらのテロ行為は水戸藩の尊攘派浪士による桜田門外の暴が影響を与えたことは否めない。万延元年十二月、彦右衛門は、水戸藩から五百人が脱藩し、老中などの要人や外国人四〇人を襲撃し、米・仏などがその報復事件を起こすという風説を写し、「何分戦争在近乎上下洵々たる由、左し共公儀二者兎角夷人御首之姿二面、諸家一統人心甚不平之由也、可懼可懼」と、文久年間の動向を予見するような一文を残している（二一六頁）。

二つ目は開始された貿易による国内の物価騰貴である。幕末までの国内金銀の相対比価と国際相場とは大きく乖離し、銀高金安が進んでいたため、金貨が大量に海外へ流出する結果を招いた。幕府は安政六年に、貿易取引に限定して一ドルが一分となる新通貨（安政二分銀や安政小判など）を発行することによりこれに対処しようとしたが、外国人領事らから受け入れられず、失敗に帰した。その後、さらに一両当りの含有金量が低く、鋳造量が圧倒的に多い万延二分判の発行により、金の流出は止まるが、万延元年以降、国内の物価は加速度的に上昇する。彦右衛門は万延元年八月に通貨の混乱と物価上昇について記し、「何分不穩御時合也」と結んでいる（八六頁）。

この二年間で最も大きな対外事件は、ロシア軍艦による対馬占領事件である。万延二年二月三日、ロシアの軍艦ボサドニツク号が南下政策の一環として対馬平瀬浦に投錨し、乗組員が上陸して兵舎を建設するなど占拠準備を行った。さらに船体修理を名目に工場・練兵場を建設、その後も対馬藩側からの交渉を無視して木材・生馬・食糧・薪炭を強奪した。この時、上陸を阻止しようとした住民が殺害、生け捕りにされたりしている。対

馬藩からの通報を受けた幕府は、四月に小栗忠順らを対馬に派遣し、退去するよう折衝に当たさせたが、容易には応じようとはしなかった。イギリスがこれに抗議し、干渉したため、八月になってようやくロシア軍艦は対馬から離れ、事件は解決した。

対馬藩主宗義和の正室は、広島藩第八代藩主齊賢の娘であったことから、義和は広島藩主浅野茂長に対して親書を贈って対馬藩の事情を訴えている。これに対して広島藩では顧問使の対馬派遣を計画したが、対馬藩の辞退により断念し、大坂の対馬藩邸への派遣にとどめた。この事件については彦右衛門も大きな関心を寄せ、対馬藩から幕府への届を大きく頁を割いて写している（二七三―二七五頁）。この事件によって国内ではますます外国人に対する警戒心を強めたであろうことは想像に難くない。

二 万延元年・文久元年の広島藩の動向

安政五年（一八五八）十一月に浅野茂長が広島藩を襲封して一年余が経過し、万延元年を迎えた。茂長は前年の安政六年五月四日に襲封後初めて帰国し、藩政改革着手に向けて行動を開始している。第一は城内の諸兵器の検閲で、万延元年三月十八日には茂長自ら広島城天守閣まで登り、二の丸門上や諸櫓で保管する兵器、その他銀庫なども自分の目で検閲を行った。その前日、城内三の丸に屋敷があった東城浅野家に対して、天守閣の検分が終了するまで煙を立てず、御川向き以外には妄りに外出しないよう触れが回っている（二二頁）。

第二は、広島藩領内の回在（巡見）である。江戸から帰国した茂長は安政六年九月、広島近在の郡から領内を回在することを領内の村々へ布達した。それまでの歴代藩主は、鷹狩りで領内の民情を視察することはあっても、鷹場のない地域まで出向く機会はほとんどなく、たとえば、藩主による最後の東城町視察は文化二年（一八〇五）閏八月のことであった。

広島藩ではなからく守田派が政権を握り、藩政改革を推進する西南雄藩と比較すると、財政窮乏を理由に軍備増強が遅れ、領内は沈滞していた。新藩主となった茂長は、自分の目で領内の産業や、民衆の生活の様子を視察し、藩政改革の起点にしようとしたのである。

茂長は、襲封後初めて帰国した安政六年にも軽装による巡視を城下近郊の村々から始めようとしたが、服喪中で鷹狩りの名目も使えず、諸行事なども多忙で、十分には果たすことができなかった。このため、広島藩では藩主参勤中に準備を整え、文久元年五月二十六日に茂長が再度帰国すると、すぐさま三度に分けた回在の実施を領内へ通達した。彦右衛門は八月二十九日の日記に、藩主の内意として三度に分けて回在が実施されること、第一回は六月二十日ごろから浦辺へ、第二回は益後に西郡へ、第三回は九月に東郡への回在が行われることになったことを記している(二六七頁)。

藩主回在の第一回は文久元年六月二十日から七月四日までの十四日間、佐伯郡能美島を皮切りに、沿岸部を御調郡因島や向島まで、御座船などを使って巡視が行われた。第二回は七月二十日から八月二十六日まで、西部から東北部を廻る実に三十七日間にわたる長旅で、佐伯・山県・高田・三次・豊前・奴可・三上・高宮・沼田の各郡を廻っている。第三回は九月二十日から十月十一日まで、高宮・豊田・世羅・三輪・甲奴・御調・豊田・賀茂・安芸郡と、残された内陸・東部への二十二日間の巡視であった。

藩主廻在の主要な目的の第一は、異国船防備や国境警備の状況を把握することであった。第一回で上陸視察した安芸郡倉橋島・鹿老渡・豊田郡大崎島・御手洗・瀬戸田・御調郡向島・因島の七ヶ所には文久三年になって砲台を設置している。また、第二回では、周防国境の佐伯郡大栗林村、石見国境の山県郡土橋村、出雲国境の高田郡川根村、三次郡横谷村、豊前郡南原村、備中国境の奴可郡福代村と、それぞれ国境まで足を運んで、藩主自ら国境警備の様子を視察した。

第二は、今後の殖産興業政策を進める上で、各種産業の実態を把握することであった。茂長は行く先々で、塩業(生口島、竹原)、石灰製造(上浦刈島)、人参栽培(佐伯郡白砂村)、鯛網漁(同郡小方村)、たたら製鉄、針金製造、製鉄運轉等(山県、三次、豊前、奴可各郡)、銅鑛、鑄物(可部)、燈油(沼田郡西山村)など、各地の産業を精力的に見学し、山村では艱難な農業の様子をつぶさに見ている。廻在を通じて得られた調査結果をもとに、文久三年には郡役所内に勸農方を置き、翌元治元年には藩庁内に生産掛を設置する。

藩主回在に当たり、藩はできるだけ領民に迷惑をかけず、出費も抑制する方針を領内へ通達しているが、総勢は藩主以下約三〇〇人を教え、その一行が各地で休憩、食事、宿泊するため、回在先の村々では、宿割りなどを始めとして周到に準備を進める必要があった。第二回回在で、藩主が奴可郡東城町など東城浅野家の給知を通行することが決まり、村上彦右衛門は家司役としてその準備のため七月二十五日に広島を出立、二十八日夜に東城町へ着き、東城浅野家屋敷に入った。

彦右衛門は八月三日に屋敷裏の城山(五岳巖)へ登って東城盆地を一望した後、東城浅野家菩提寺の西方寺と村上家菩提寺の徳十寺へ参詣、四日は趣法役所の帳面と銀の見分を行っている。五日は藩主が宿泊する本陣と東城町内を下見分し、その翌日には備中国境の福代村二本松と、中津藩領神石郡との郡境である久代村畷の下見分を済ませ、藩主の到着を待った。藩主の東城町到着は、当初は八月八日の予定であったが(二八〇頁)、実際に東城町に入ったのは十五日夜のことである(その間、彦右衛門は常秩峽を見物するなどしている)。その夜、そして翌日は東城町と守山村で、合計三度にわたって彦右衛門は藩主にお目見えし、披露を受けている(二九一―二九二頁)。その後、彦右衛門は十九日に東城町を出立して、再度常秩峽観光を楽しんだのち、世羅郡小童村に到着、東城浅野家給知の世羅郡村々と豊田郡久芳村の視察を行ってから、二十二日に広島へ帰った。

三 村上彦右衛門とその周辺の動向

村上彦右衛門は安政七年(万延元年)正月で四十七才となった。この万延元年と翌文久元年は彦右衛門とその主家である東城浅野家にとって大きな転機となる二年間であった。東城浅野家では、万延元年に先代の浅野道博(周防)とその子道積(出衛)が相次いでこの世を去り、東城浅野家にとって大きな損失となった。一方、彦右衛門は万延二年二月に祖父勇藏の死去以来、村上家としては五十二年ぶりに東城浅野家の家司役に就任することになった。

浅野道博は村上彦右衛門など数名の家臣を伴い、安政七年三月二十六日に六丁目屋敷を出発、有馬入湯を目的とする旅に出た。しかし、入湯治療というのは名目であり、実際には有馬には寄らずに(帰途に「有馬」を訪問したが果たせなかった)、播州から大坂・京都・奈良の寺社や名所、近江八景などを巡る物見遊山が目的の旅行であった。

一行は広島を出船すると、瀬戸内海の島々を左右に見ながら東へ向かい、閏三月五日に播州^{姫路}で上陸、姫路から浜街道を高砂^{高砂}へ向かい、石の宝殿や松の名所を巡覧する。西国街道へ戻って須磨では源平合戦の遺跡などを訪ね、同九日に兵庫から乗船して大坂を目指すが、風波の影響でやむなく堺へ上陸、大坂へ入ったのは同十日のことであった。大坂で寺社や芝居見物などを楽しんだ後、同十六日に川船で淀川をさかのぼり、同十七日に京都へ着いた。京都では、縁家の公卿である芝田家や高辻家、道博先代高平室の高謙院などへ見舞い、挨拶したほかは、京都の寺社や近江八景などの名所めぐりに明け暮れる毎日を過ごし、彦右衛門もそれにつき従っている。閏三月二十七日、藩主茂長の江戸参勤に随従して伏見蒲原に入った広島藩年寄^寄勘解由^{勘解由}から「閩東大麥三付而者世上何与なく騒々敷時節、菟江様・周防様一時之御上京何与やらん、聞へもいか、敷様二被考、御用事も被為濟候ハ、御速ニ京都御引払も被遊候ハ、可然哉」という意向を聞かされたが(四六頁)、なおも一か

月間京都に滞在し、出立したのは四月二十四日のことである。その後も宇治や奈良を経由し、帰国のため大坂から乗船したのは五月一日、帰館したのは十二日であった。旅の全日程は七十五日間にも及んでいる。道博の先代である浅野高平は隠居後に、やはり病氣療養を理由に、彦右衛門の父星右衛門などを伴い、広島を天保十年(二八三九)三月二十日に出発、道博と同様、播州から大坂・京都の寺社や名所、近江八景などをめぐって、九月二十九日に帰国している。この高平の約半年間にも及ぶ大旅行に比べれば、道博の旅行は日程にしてその半分にも満たないが、財政難に苦しむ東城浅野家にとって大きな負担になったであろうことは想像に難くない。

さて、道博は五月六日ごろから帰国途中の船内で嘔吐を繰り返し、帰館後に小川道仙や後藤松軒など広島藩御側医師からも診察を受けたが、回復することなく五月二十日に死去した。享年六十七歳であった。

東城浅野家第一代当主であった浅野道博は、寛政八年(二七九六)、同族の近江国宮川藩主堀田正毅の次男(庶子)として生まれ、真野亮之助と名乗っていたが、文化十一年(二八二四)に第一〇代浅野高平の養子として迎えられた。前年に江戸まで迎えに赴いたのは、道博の二日後に八十五歳で死去した堀尾眠石であった。嘉永元年(二八四六)八月十七日に隠居して道興に家督を譲り、嘉永三年から六丁目村の下屋敷に居住し「六丁目様」と呼ばれるようになってからの道博は、旅行を楽しむなど悠哉自適の生活であった。彦右衛門の評伝によると「御性質御正直且御謹慎厚、御賢素ニシテ御家政議整、年来御家道之御窮縮モ御代中ニ遂ニ御融通之道ヲ致主ト、常御仁慈ニシテ学ヲ好、武ヲ勤主ト、一同其御徳ヲ奉仰」いたという(六九〜七〇頁)。

父の後を追うように、続いて道博の子、道積(出衛)が死去する。道積は父の葬儀が終わってまだ間もない六月十二日頃に発熱し、一旦は回復する兆候を見せて父の四十九日法要にも出席した。しかし、八月に入ると病気が再発し、その後病状は一進一退を繰り返したが、八月二十八日、ついに棄石の効なく帰らぬ人となった。享年四十三歳であった(九二頁)。

文政元年（一八一八）七月二十五日に浅野道博の庶子として生まれた道積は、聡敏で文武に長じ、弓術・砲術・劍術・槍術で興義を究め、中でも槍術が得意で、家中の槍術盛行に力を尽くした。当主道興に手がなければ、次の当主となる人材であった。嘉永四年以降だけでも庶子として道博には五人、道積には六人の子供が誕生しているが、いずれも夭折している（万延元年五月二十八日に死去した道積の子於品が最後）。この道積の死去によって東城浅野家では後継が不在となり、道興室の実弟に当たる上田辰之進（父は上田家先代の主水安節）を養子としようとするが、これも慶応元年（一八六九）十二月二十三日に十歳で死去する。

村上彦右衛門は、安政六年九月十五日に「家政筋之義申談」と「御米銀引受」を命じられ、同様に命じられた渡辺雅登と厚申し合わせて勤めることになった。そして、さらに彦右衛門は万延二年二月十五日、東城浅野家中としては最高の役職である家司役に任じられた。東城浅野家では、渡辺宗右衛門が文化十年（一八三三）五月に就任してから安政六年（一八五九）七月に死去するまで四十七年間にわたって家司役を勤めていたが、宗右衛門の死去後は欠員となっていた。彦右衛門はこの時に二〇石を増加されて合計一五〇石となり、役料銀と槍持料に加えて足軽三人をつけられ、宗右衛門の子渡辺雅登の屋敷（家司役屋敷）と交換して移居するよう命じられる。家司役は祖父勇藏が文化四年十二月から死去する翌年五月まで勤めており、村上家ではそれ以来の榮誉であった。彦右衛門はその日帰宅すると、継母（慈君）と妻にそのことを告げ、辞令文書を奉戴して父相廟に報告、感激のあまり落涙に及んでいる（二三五頁）。

その後の彦右衛門は大変あわただしい。諸方面への挨拶回りのほか、増員分の小者と若党各一名を新たに雇い、三月八日には知人や縁類が集まり総がかりで引越しを終える。その前後には、屋敷補修のため職人や手伝いの知人がひっきりなしに訪れている。渡辺家の屋敷であった時代、宗右衛門が枯れた大桶を京都の仏師に彫らせて祀ったという毘沙門天を東城浅野家趣法役所の鎮守とすることになり、五月十四日には、その毘沙門天

への参詣と称して主君の浅野道興夫妻が村上家屋敷へ御成りになるという榮誉にも浴した。村上家では可能な限りの仕揃えで準備を整え、夫妻を迎えている（二五八―二五九頁）。

彦右衛門の家司役就任以外、この二年間の村上家で特筆すべきことといえば、万延元年十月十九日に、これまで父星右衛門の養扱いであった「慈君」（仙・寿祥院）を、彦右衛門の母の会釈として扱うことができるよう願書を提出し、二十一日にそれが許されたことである。文政十三年（一八三〇）三月に星右衛門の妻（秀光院、彦右衛門と森岡力之進の妻母）が、続いて天保三年（一八三二）四月に曾祖母（勇藏妻、信業院）が相次いで亡くなったのち、兄弟の面倒を見たのはこの「慈君」であった。彦右衛門は父星右衛門から家督を継承した直後の天保十五年二月、それまで表向き「下女同様」で、内輪限り「さん」呼えであった「慈君」を「母之会釈」にしたいと願い出たが、産母以外には決して認められない。また隠居後に妻を妻にした前例がないと当時の家司役渡辺宗右衛門から却下されていたのである。

また、彦右衛門が東城へ出張した際に菩提寺の徳子寺へ依頼して、同寺へ位牌のある村上家三代目までの夫妻に対して院号を遺贈したことも付言しておきたい。

暦・時刻について

一、日本の暦の略歴

日本の記録に始めて「暦」の字が現れたのは、六世紀中頃で、この頃、百済を通して中国宋時代の「元嘉暦」が輸入されたようです。但し、その確実な導入の記録としては持統四年(AD690)の勅令が最初とされています。

その後、儀鳳暦・大衍暦・五紀暦が移入されましたが、次の宣明暦はAD862~AD1684の長期間使われ続けました。

江戸時代になり、八百年続いた暦も日食等の予報が外れる様になり、初の大和暦、貞享暦が作られました。以後宝暦暦・寛政暦を経て現在一般に旧暦と言われるものの元となる天保暦へ、そして明治六年の現行太陽暦への改暦となります。

天保暦(1844)にはそれ以前の暦と比べ二十四節気の計算を恒気法(一年を日数で等分する)から定気法(一年を太陽の視黄経で15度ずつに等分する)に、時間の表記を定時法から不定時法に、と二つの大きな変更がありました。これにより天体運行の実測と合致し民間の時間感覚と合わせようとしたのですが、反って時間計算や閏の置き方の煩雑さを招き、改悪だ、との批判もあるようです。

二、旧暦の作り

視黄経とか不定時法など使うと語句説明や計算が複雑になるばかりなので、簡略に暦の作りを見てみましょう。

① 月の始まり

月の始めは太陽と月の視黄経が等しい時刻、つまり簡単に言えば太陽と月が同方向にある新月の時を「朔」と言い、その朔のある日を「朔日」「一日(ついたち)」とします。

② 月の大小

朔から朔までの期間を朔望月と言い、平均して29.53059日です。1ヶ月が29.53日では不便なので、暦では29日(小の月)と30日(大の月)何れかになります。

③ 二十四節気

天保暦では黄道上に春分点を0度として15度毎に点を取り、そこを太陽が通過する時刻を計算し、その時間を含む日を決め、二十四節気を決めます。(定気法)

春	立春	正月節	315度	秋	立秋	七月節	135度
	雨水	正月中気	330度		処暑	七月中気	150度
	啓蟄	二月節	345度		白露	八月節	165度
	春分	二月中気	000度		秋分	八月中気	180度
	清明	三月節	015度		寒露	九月節	195度
	穀雨	三月中気	030度		霜降	九月中気	210度
夏	立夏	四月節	045度	冬	立冬	十月節	225度
	小満	四月中気	060度		小雪	十月中気	240度
	芒種	五月節	075度		大雪	十一月節	255度
	夏至	五月中気	090度		冬至	十一月中気	270度
	小暑	六月節	105度		小寒	十二月節	285度
	大暑	六月中気	120度		大寒	十二月中気	300度

(恒気法では約15.22日毎に時間を取り、その含む日を節気とします)

④ 月名

さて、この二十四節気は「節」と「中気」（「気」「中」とも言う）が交互にあり、「節」は季節を分け「中気」は月の名を定めるとされています。つまり、前の表の正月中気・二月中気など「〇月中気」を含む月を「〇月」とするのが原則です。

⑤ 閏月

朔望月は29.53日ですから、1年は354日余りとなります。実際の1年は365.2422日ですから十日余り日数が不足します。そこで約3年に一度「閏月」を設けてずれを修正します。「閏月」は原則として月内に「中気」を含まない月とします。

どういう訳かと言うと。「中気」は年に12回あり、その間隔を等間隔（注1）として約365.25日を12で割ると約30.44日。平均朔望月周期は29.53日だから、「中気」の間隔の方が1日弱短く、33〜34ヶ月に一度は朔から朔の間に一度も「中気」の無いことがおこります。その「中気」の無い一月を「閏月」とします。

「閏月」には「中気」を含まず、前項原則による「月名」が決まらないので、直前の月名に「閏」を付けてその月名とします。つまり約3年に一度13ヶ月の年があり、この年は1年が384日前後となります。

（注1）等間隔とした方が基本的考え方のおよその感じが掴めると思います。しかし天保暦とそれを引きずる旧暦は②・③の定気法を取っており、地球軌道が真円でない等の理由から二十四節気が等間隔とならず、「中気」を含まない暦月が全て閏月とはなりません。夏・冬至、春・秋分は十一・二・五・八月とし、閏としない等、置閏法も複雑です。

【つげたり】暦（こよみ）は京で出版されましたが、他に伊勢暦・三島暦等も有名です。字の読めない人に繪暦も有りました。珍しいところで、月の大小を絵や文章の中に巧に織り込んだ大小暦があります。月末に禿掛金を取りはぐれない様（ばかりではないが）、その年の月の大小さえ（29日と30日しかないので）分かれば良いというものです。

三 日本の時刻の歴史

本題に入る前に2つの時間概念をあげて置きます。

（定時法）1日を等分し、季節により時間の長さが変わらない、現代の一般的な時間法。

（不定時法）夜明けと日暮れで1日を昼夜に分ち、それぞれを等分する時間法。昼夜で時間の長さが違い、季節により時間の長さが変わるが、時計も無く自然に合わせた生活の中で、当たり前のもので受け入れられていました。

① 古代

AD660 中大兄皇子が漏刻を作り、天智天皇となつて十年の四月二十五日（この？）漏刻を新台に据えて鐘鼓を鳴らし初めて時を告げたとあります。太陽暦に直すとAD671年六月十日となり、大正九年この日を「時の記念日」と決めました。

漏刻とは水時計のことで、数段に分かれた水をサイホンで繋ぎ、最下段の壺に浮かべた箭の目盛で時間を計ります。水位の変化は一定ですので、この時代は定時法との説がありますが、箭を季節・昼夜に合わせ使い分けていたとの不定時法説も有り、判然としません。ともかく、古代、時間の管理は王権の一つであり、平安時代の「延喜式」からも、陰陽寮に専門の学者や時守など置いて時を管理させ、朝夕宮城の門の開閉をさせたり鐘や鼓で時を知らせたりした様子が窺えます。

都是それで良いとして地方ではどうなのでしょう。時刻の記録も有る事から、地方

でも時間を把握していたようです。日時計・香時計などで時間を計り、寺の鐘などで知らせたのでしょうか。少女の狂いはあっても、問題は無かったのでしょうか。

② 中世

さて中世、侍の世になると、朝廷中心の時間支配は瓦解、ローカル時間制に移行しました。室町時代の頃に後述の、主に不定時法で用いる、数字による時間の呼称が用いられるようになったようです。こうしたことから、この混乱の時代の間に定時法から不定時法に移行したとの古代定時法説を採る人の説も有ります。

③ 近世・江戸時代

そしてあまり分からないまま話は近世に飛びます。機械式時計はAD1551年に初めてフランスコザビエルから大内氏に贈られました。以後数々の改良によつて江戸時代初期には不定時法に合った和時計も開発されましたが、まだ大名・大商人等でないと思えない高価な物でした。江戸時代には暦や天文の専門家の間にもみ定時法が用いられ、世間一般では不定時法が用いられました。

時間測定は相変わらず日時計や字香盤（香時計）等が主流であつたと思われませんが、時計で時間を計つて時鐘を打つ所も段々多くなりました。しかしまだ何分精度が悪く、やはり土圭（時計）役や天文方により調整・修正し続ける必要がありました。

城下や大都市では時の鐘や太鼓が各地に整備され、寺院の梵鐘でも時を知らせることで市民・地方農民の間にまで時間秩序が広がって行きました。

【つげたり】首里城には漏刻門が有り、AD1879年迄、晴の日は日時計で、雨の日は水時計で時間を計り太鼓で時刻を知らせていた、との記録が有ります。

【つげたり】土圭は日影を測る器。斗鶏は、もと鶏の形に作りて時刻を知らしめたるに起る。

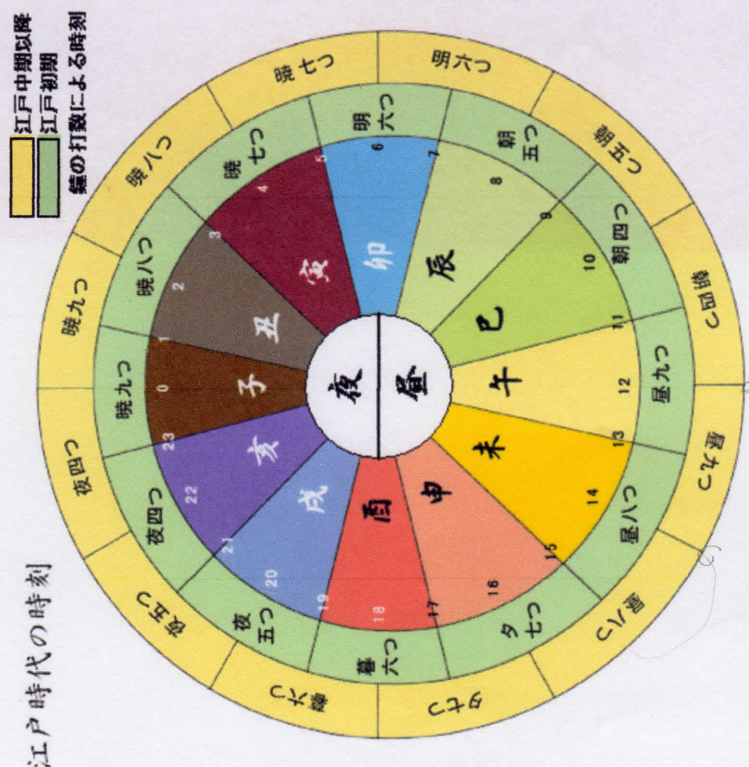


表 1

http://www008.upp.so-net.ne.jp/koyama_h/sira_betakoto/moiban.html の図を少し加工したも

四、時間・時刻の表し方 (定時法)

解り易いと思いますので先ず定時法として見て行きます。

① 十二支による時刻の呼び方

漢字の文化が日本に入った古代から時刻を十二支で表していました。今の2時間を「辰刻(しんこく)」として、真夜中の「子」を基点に「丑」「寅」・・・「亥」と配しました。(兼1)からも分かるように「子」は現代の時刻にして23時～1時を表します。

「辰刻」では間隔が長すぎるので、「子」を例に採れば(兼2)、2等分して「子の上刻・下刻」、4等分して「子の一刻・二刻・三刻・四刻」(子一つ・二つ・三つ・四つとも言う)と言いました。

そして「子」の始まる時刻(今の23時)を「子の初刻」、正中時(今の0時)を「子の正刻」とか「正子」と言います。

この内「正子」「子の初刻・正刻」は時刻を表し、他の言い方は時間帯を(「子の上刻」は23時～1時などと)表すと考えれば良いのではないかと考えますが、時代により人により考えが違い、よく分からないところで

表2

23	0 正刻	1	下刻	四刻
				三刻
			上刻	二刻
				一刻

【ついたり】現代でも言う「正午」や「丑三つ時」の語の元がここに有る事は言うまでもありません。

② 数字による時刻の呼び方

時刻を知らせる為、「正子」に9回、「正丑」に8回・・・「正巳」に4回、「正午」に又9回に戻り「正未」に8回・・・「正亥」に4回、鐘や太鼓を鳴らしました。(注2) この回数から「子」は「九つ」、「丑」は「八つ」と(兼1)の様に九つ・八つ・七つ・六つ・五つ・四つを2度繰り返す時間の呼称(注3)は出来ました。

でも、この儘では同じ刻が日に2度あることになります。そこで現代の午前・午後のように区別する語を頭に付けました。それが(兼1)にある「曉」「明」「朝」「昼」「夕」「暮」「夜」の語です。(宵五つ「夜九つ」「夜八つ」の呼び方も見られます)

勿論こちらにも時間を細分する言い方が有り、慣用的には2等分して「曉九つ半」「曉八つ半」・・・等「半」を間に入れました。

始めの内は(兼1)の外側から2番目のように「曉九つ||子||23時～1時」「曉八つ||丑||1時～3時」・・・と十二支の時間に対応していましたが、時鐘は正刻に打たれるので、次第にその時鐘からその「とき」が始まると考えられるようになりしました。したがって、江戸も中期以降になると(兼1)の最外側のように十二支の時刻より半刻後ろへずらして考えられるようになりしました。即ち「曉九つ||正子」「曉九つ半||丑の初刻」「曉八つ||正丑」・・・と正刻・初刻を表すようになったと考えられます。

(注2) 平安の頃は十二の刻を太鼓で、その下の時刻を鐘で知らせたとか、江戸より前は初刻で打つたとか色々な記録がありますがよく分かりません。時代は下がつて江戸時代の時鐘は、先ず正刻前に捨て鐘(太鼓)を3回撞き(現時報のブツブツブツブツのブツブツブツに当ります)、暫くおいてからその時刻の回数を撞いていました。

(注3) 何故この様な不自然な並び方を取ったのでしょうか。先の延喜式に太鼓の打数として九八七六五四の記述が有るからです。起源は相当古いと思われます。陰陽道での最高に目出度い数字「九」を基点に、以下 $9 \times 2 = 18$ 、 $9 \times 3 = 27$ … $9 \times 6 = 54$ の数を決めましたが、その数太鼓を打つ訳にもいかず、十の位を着いたとの説が有力です。

【つげたり】当たり前過ぎますが、「おやつ」の語の元はここに有ります。

【つげたり】もっと細かい時刻の必要な分野、暦や天文では定時法を用いました。一日を百等分し単位を「刻」とし、その下を「分」とする時法もあつたようです。又、一般的な十二支や数字で表す時法でも、「一刻(とき)(12ブン)」を前出の「刻」と、区別する為「一辰刻」と言うようですが、その「一辰刻」を10等分して「分」と称し、「晝九時七分」等と表しました。「一分」は今の12分(ブン)です。さらに又、(表2)の一刻(30ブン)を10等分し「分」とすることもあるようです。この「一分」は今の3分(ブン)です。ところが天保暦では不定時法が採用になりました。

五、時間・時刻の表し方(不定時法)

天文暦法等の他は、公儀から庶民まで全て不定時法をもちいましたので、前項の時刻を不定時法に直さなければいけません。

① 時刻の基準

不定時法では、先ず昼夜に分ける夜明けと日暮れの時間を「明六つ」「暮六つ」としました。その基準は、明け方自分の手が見えるようになる時間とか、星が消えていく時間、薄明の始まる時間などと曖昧なものでした。夕方はその反対です。

寛政暦(1798)で太陽の俯角が水平面下7度21分40秒にあるときと決められ明確になりました。これは日の出の約36分前と日の入りの約36分後に当たります。

② 時間、時刻を決める

定時法の時間を用いて、右基準により、先ず「明六つ」「暮六つ」の時刻を決め、その「暮六つ」の時刻から「明六つ」の時刻を引くことで「昼の時間」を、その反対で「夜の時間」をそれぞれ求める。

次に「昼の時間」「夜の時間」をそれぞれ6等分して「昼の一刻」「夜の一刻」を求める。「明六つ」から「昼の一刻」の時間毎に「朝五つ」…「昼九つ」…「夕四つ」と時刻を決め、又「暮六つ」から「夜の一刻」の時間毎に「夜五つ」…「晝九つ」…「晝四つ」と時刻を決めます。

③ 時刻を使う(目盛や機械を工夫する)

これで不定時法に直りました。しかし「明六つ」「暮六つ」の時刻は365日毎日変わります。毎日機械時計を調節したり水時計・香時計・蠟燭時計等の目盛や長さを替えたりするのは面倒で堪りません。

そこで二十四の節気ごとに時間を調整する事をしていたようです。つまり、目盛等を厳密には24種類用意して節気毎に取り替えるのです。実際には、夏至・冬至を除いて途中の22節気は似たものを使うことにして11種類、合わせて13種類、等と言う具合に簡略化していたようです。

④ 更点法

もう一つ、不定時法に基づく夜間専用の「更点法」と言うものが有ります。夜間、つまり日暮れ(暮六つ)から夜明け(明六つ)の間を五等分して一更(初更)〜五更

とし、さらに一更を五等分して一点、二点、と数えます。

六、家乗における暦・時刻の考察

- 先ず頭書の二十四節気の時刻を見ると、「昼九時四分」・「朝五時七歩」・「暁九時六分」等々となっています。前頁の【つけたり】に書いた「辰刻」を10等分した時法のようなです。頭に付く「暁」「明」「朝」…等の字も全て(表1)の通りでした。

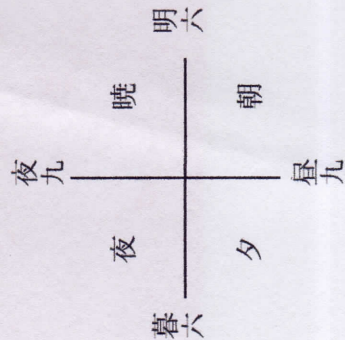
当時の各節気の時刻を新暦年月日・時間でプリントアウトし定時法・不定時法で計算して比べて見ましたが、うまく合うもの合わぬもの、色々です。慶応の頃の暦法は天保暦ですから、不定時法による時刻と思いますが、確信は持てませんでした。

- 次に本文中の時の表記を見ますと、「夕未鼓」

「夕九半時」「夜九つ」等と「夕」「夜」の付け方が(表1)や一般的な表と異なります。

慶応二年(慶応四年を通して見ると大体下図のようになっていました。これを見ると

「明六つ」「暮六つ」の線と「夜九つ」「昼九つ」の線で1日を暁・朝・夕・夜の4つに分けているように見えます。今の午前・午後を又昼・夜で分割し4分類した独自の使い方ではないかと推量しますが、如何でしょうか。



- 数字による時の表記は(表1)の外縁のように半刻後ろにずれて考えられだしてからは初刻・正刻を表し、時刻的感覚で用いられた事はほぼ確実で、家乗でもそうでしょう。十二支表記ではどうでしょう。出退時間等、大概「辰鼓」「未鼓」と太鼓を打つ時間、つまり正刻を連想させる表示になっています。たまたに「申時」等も有りますが「申鼓」もあります。毎日同じでは面白くないので色々な言い方をしたのではないかと思います。「申時」等は元々時間帯を表しますが、「申鼓後」等の表現は時刻でない出来ませんので、少なくとも「〇鼓」は時刻です。十二支表記も時刻的感覚になっていたのかもしれない。

彦右衛門は慶応三年二月末に懐中時計を買っています。その後十月末から翌月末頃まで長崎出張しています。その頃から今の時計と同じ時刻で記すことが多くなります。

只その場合「十二字八点」等と「字」「点・分・歩」を単位として以前の不定時法の時刻と区別しているようです。(後には「時」が混用されるので、状況・前後の関連で時計の時刻かどうか判断する必要があります。)「点・分・歩」の単位は慶応四年末までに十数度出てきます。何時も「八時前」「十時頃」としか書かないのに「八字二点」とか「十二字八歩」です。しかも九以上の数は出てきません。機械が正確だったとも思えないし、そこまで細かい(今で言う)「分」に拘ったとも思えないので、「点」は五分ごとの点を示すものと考えます。以上3点、的外れとは思いますが考えてみました。

- 正月元旦の頭書に「兄方」が毎年記してあります。これは4種類しか有りません。

十干が 甲・巳の年 寅卯の間(東北東) 乙・庚の年 申酉の間(西南西)

丙・辛の年 巳午の間(南南東) 丁・壬の年 亥子の間(北北東)

戊・癸の年 巳午の間(南南東) の4種類です。(兄は兄弟(陽陰)の兄)

尚、六曜も簡単ですので序に。一月から各月はじめに、先勝・友引・先負・仏滅・大安・赤口の順に配し七月以降も繰り返します。閏は前の月と同じです。次に月初めの六曜

に続けて先勝・友引・先負・仏滅・大安・赤口の順で配します。以上余談でした。

七、最後に

家乗の中の勤務・生活・交際等の時間等も調べようと思いましたが、時間？が有りませんでした。又、次の機会にと思います。

家乗を読んでいて先ず疑問に思ったのは、二十四節気の次に書いてある時刻でした。そこで暦や時刻について調べてみようとあちこちとホームページを渡り歩きましたが、参考にしたホームページや辞書により各説各様です。頭の中は混線状態で整理整頓出来ていません。自身の理解の為に纏めては見ましたが、間違いだらけだと思います。文も支離滅裂で読み辛いものになっていると思います。

お気付きのことがあればお教え頂ければ幸いです。訂正して行きたいと思います。

平成十八年一月 B4 八田哲彦 (十八年七月更新)

参考ホームページは

http://www.geocities.jp/afi_651/japantime3.html

<http://koyomi.vis.ne.jp/directjp.cgi?http://koyomi.vis.ne.jp> ***

<http://www.geocities.co.jp/Playtown/6757/edojikan01.html>

<http://www6.vis.ne.jp/~aichan/edo/nagaya/kihei/jikoku.html>

<http://www.tsm.toyama.toyama.jp/curators/room/edo/ji-edo.htm>

<http://homepage2.nifty.com/fusehime/no54.htm>

<http://www.ndl.go.jp/>

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%99%82%E6%B3%95>

**

<http://ammo.jp/monthly/0211/>

等々です。

八、最後の最後に

調べていると、どんどん泥沼にはまって行きます。黄道・白道・自転周期・公転周期・楕円軌道・歳差…、よく昔の人が計算したものだと思います。

書き忘れたことを少し…

忘れ物1、昔の暦の定義の一つに「暦日は京都の正午に始まる」が有ります。暦のある部分は時間で決まり、時間は各地で違うので、土地により暦が違う場合が生じます。そこで暦日に関しては基準地を決め、暦日が土地により違わないようにしたのだと思います。

忘れ物2、時刻調整。定時法では、太陽や星さえ出ていれば時刻は分かります。不定時法でも正午で調整できます。一般の人は、細かい時を知りたいとき鐘や太鼓の音で香時計や蝋燭時計に火をつけたのでしょうか？一般人には細かい時刻は必要なかったのかも！

忘れ物3、暦制定は陰陽寮管轄で暦・天文と占いは密接な関係にありました。平安時代から暦は賀茂氏、天文は安部(清明の家系)氏が代々受け継いで行くこととなります。

《付録》当時各地で如何様に時間が違ったのか知りませんが、電波も無い時代、統一することは出来なかったでしょう。そうであれば経緯度の関係で時刻に地方差が生れるのは必然です。鐘の音を打ち継ぐ位の差は当時許容範囲でしたが、余り広範囲ではズレが大きくなり実用を外れます。大きな町等を中心にした地方時刻が有ったと思います。郡単位ぐらいたったのでしょうか。

明治六年に太陽暦を採用し二十四時間定時法となった後も、各都市間には時差があり(函館3分41秒東加・東京0分0秒・京都16分16秒西減等と当時の暦に出ている)ました。標準時が制度化されたのは明治十九年で、電信や鉄道の発展延伸が影響した物と思われます。

江戸時代、広島城下の時刻の基準がどの地点にあったのか分かりませんので、広島城の経

緯度での不定時法の時刻を今の時刻に直したものを計算してみました。 付け置きます。
若干、計算の都合で1〜2分動かした所もあるので正確ではありません。 何分も違つとい
うことは無いと思いますが 計算式や計算自体に間違いがあるかどうかの検討もしていま
せんので、「これぐらいの時間だったんだー！」位の軽い気持ちで見てください。

広島大学講座「地域アカデミー2017」

歴史文化学連続講座(第27回第28回)



古典の日



大学の本格的な
講義を、より身近
な場所で!

講演題目

第1回 「近世日本のまち～近世厳島の存立構造～」

講師：広島大学大学院文学研究科

歴史文化学講座 中山 富 広 教授

第2回 「近世ベトナムのむら～ハノイ近郊の陶磁の村バッチャン～」

講師：広島大学大学院文学研究科

歴史文化学講座 八 尾 隆 生 教授

【講座内容】

「第1回」 神聖な島として歴史の舞台に登場した厳島は、江戸時代にはどのような特徴をもった島として変化していったのでしょうか。そのようななかで厳島の町人たちはどのようにして生計を立てていたのでしょうか。近世厳島がもった歴史的意義を、分かりやすい現代語訳の史料を提示しながら考えていきます。

「第2回」 バッチャン（鉢場）ムラはベトナムの首都ハノイ近郊の陶磁の村で、古くは王都タンロン（昇龍、現ハノイ）に建築資材である煉瓦を出荷していましたが、15世紀頃から陶磁の生産を始めました。本講演ではその500年以上の歴史と今を振り返りたいと思います。

■日 程

第1回 平成29年11月11日(土) 10:15～12:00 広島県立文書館 研修室

第2回 平成29年11月17日(金) 10:15～12:00 広島県立図書館 会議室

■受講料 無料

■定員 第1回 60名 第2回 35名

■申込方法 電話、ファクシミリ、電子メール又は来館による。氏名と電話番号をお知らせください。

電子メールの場合、件名に「地域アカデミー 第〇回」と明記してください。

※ 平成29年10月7日(土) 午前9時30分受付開始

◎ 各回とも、講義終了後、普段は入ることのできない会場（広島県立文書館または広島県立図書館）の書庫を、職員が御案内します。

古典に抱かれて



11月1日 古典の日

古典に抱かれて



11月1日 古典の日

11月1日は、「古典の日」です。国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるため、平成24年に設けられました。

■申込み・問合せ先(どちらでも)

広島県立図書館

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47

電話 082-241-4995 ファクシミリ 082-241-9799

電子メール tskjgyou@pref.hiroshima.lg.jp

広島県立文書館

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47

電話 082-245-8444 ファクシミリ 082-245-4541

電子メール monjokan@pref.hiroshima.lg.jp

■主 催 広島大学大学院文学研究科, 広島県立図書館, 広島県立文書館